

指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス、 指定短時間型通所介護サービス〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 慶生会（以下「本会」という）が設置する慶生会 リハ by デイ 舍利寺（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス又は指定短時間型通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適正な指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス又は指定短時間型通所サービス〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所介護〔介護予防型通所サービス又は短時間型通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所へ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）、[「大阪市通所サービス等(第1号事業所)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日）]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の運営)

第3条 指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 慶生会 リハ by デイ舎利寺
- (2) 所在地 大阪府大阪市生野区勝山南四丁目 14-12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者

生活相談員兼介護職	2人	(常勤2人)
介護職員	16人	(常勤11人 非常勤5人)
看護職員	1人	(常勤1人)
機能訓練指導員	3人	(常勤3人)

通所介護従事者は、指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

- 1 単位目 月曜日～金曜日
- 2 単位目 土曜日
- (2) 営業時間 1 単位目 午前8時00分から午後5時30分までとする。
2 単位目 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 1 単位目 午前8時30分から午後5時00分
2 単位目 午前9時00分から午後4時30分

(指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日70人とする。

1 単位目 70人

2 単位目 24人

(指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の内容)

第8条 指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①入浴サービス
- ②給食サービス
- ③生活指導（相談、援助等）、レクリエーション
- ④機能訓練
- ⑤健康チェック
- ⑥送迎
- ⑦アクティビティ（介護予防）など

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する

基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する

基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道1,000円を徴収する。

4 食材料費については、1食につき680円を徴収する（月～金曜日）。

土曜日については、1食につき820円を徴収する。

5 おむつ代については、実費相当額を徴収する。

アテントタイプ 120円 尿取りパッド 30円

安心パンツ Mサイズ 170円 Lサイズ 180円

リハビリパンツ 150円 など

6 その他、指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪市生野区、大阪市天王寺区、大阪市東成区の一部（中本・東中本・中道・東今里・深江南・東小橋・玉津・大今里西・大今里・大今里南・神路）、大阪市阿倍野区の一部（天王寺町北・天王寺町南・三明町・美章園・松崎町・文の里）、大阪市平野区の一部（加美北・加美正覚寺・平野宮町・平野元町・平野上町・西脇・平野北）、東住吉区の一部（今林・杭全・今川・西今川・桑津・北田辺）、東大阪市の一部（長堂・荒川・俊徳道・岸田堂北町・岸田堂南町・岸田堂西・足代北・足代新町・足代・足代南・三ノ瀬・太平寺・寺前町・寿町・柏田西・柏田本町・渋川町）の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者は指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に

応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の

急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護

支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第15条 指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、通所介護〔介護予防型通所介護サービス又は短時間型通所サービス〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 慶生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（高齢者虐待防止について）

第18条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 3 通所介護計画に基づき、適切な援助の実施に努めます。
- 4 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（身体拘束について）

第19条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得たうえで次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束を行った日付、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束を無くしていく為の取り組みを積極的に行います。

- 2 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。
- 3 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事を防止することが出来ない場合に限ります。
- 4 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

※尚、当施設では安全面への配慮として、スリーキーシステムを使用しております。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。